

京都社会保険
推進協議会
なんでも相談会
6月13・14日
10時~16時
当センターも参加

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-878-060

秘密厳守
相談無料

第186号
2020年6月1日(月)
発行責任者 稲村
編集責任者 森下
連絡先 075-811-6770

★相談事例②③★
1(女性40歳代・サ
ビス業・パート)

金 本来支給される賃
金の60%を請求す
る。雇用調整助成
金を利用し補償す
る。会社を要請し
てみて下さい。要
請は労働基準監督
署に要請してくだ
さい。残り40%の請
求は民事訴訟がで
きません。

アドバイス

労働組合を組織する
ほどの力は持ち合
わらない。
表をメモする程度。
社が発表したシフト
を勤務シフトは会
社が発表し、労働
条件明示書は労働
条件か？契約書は
休業補償は請求で
待機を命じられた。
ロノの影響で、自
50円アルバイト
として勤務。新
と勤務。新型
待機を命じられた。
休業補償は請求で
労働条件明示書は
労働条件か？契約書
社が発表したシフト
を勤務シフトは会
社が発表し、労働
条件明示書は労働
条件か？契約書は
休業補償は請求で
待機を命じられた。
ロノの影響で、自
50円アルバイト
として勤務。新
と勤務。新型

コロナで自宅待機

★相談事例①★
店(女性66歳・飲食
店・アルバイト)

今月もコロナ
労働問題特集で

5月の相談活動の特徴(新規)

センター発足以来の相談件数は1万8千366件に
なりました。(5月末日現在)

項目	件数	当月比率
面談	3	6.1%
電話・メール	46	93.9%
FAX・その他	0	0.0%
単産・弁護士紹介	0	0.0%
合計	49	100%
項目	件数	当月比率
解雇	9	18.4%
退職強要・勸奨	0	0.0%
賃金・残業代未払い	2	4.1%
労働契約違反	7	14.3%
社会・雇用保険	1	2.0%
配転・出向・転籍	0	0.0%
労働条件切り下げ	2	4.1%
労働時間・休暇	2	4.1%
パハラ・セハラ問題	1	2.0%
倒産・工場移転	0	0.0%
労災・職業病	1	2.0%
メンタル不全・疾患	0	0.0%
組合加入・結成	1	2.0%
その他	23	46.9%
不明	0	0.0%
合計	49	100%

項目	件数	当月比率
男性	24	49.0%
女性	24	49.0%
不明	1	2.0%
合計	49	100%

組織拡大
自治労連
(府職労連)
3名
全国一般3名

レジャーサービスの
仕事をされているの
コロナに無関係にお
客からの心無い言葉
をかけることと
思われます。テレ
ワークなどで連
日、コロナの問題で
人との接触を避ける
べきとの報道がなさ

アドバイス

お客から「近寄るな
と!」
お客から「近寄るな
と、まるで私がコロ
ナウイルスに感染し
ているかのような扱
いで、ひどく傷つけ
られました。ここ数
十日で何人かいまし
せんか?

レジャーサービスの
仕事をされているの
コロナに無関係にお
客からの心無い言葉
をかけることと
思われます。テレ
ワークなどで連
日、コロナの問題で
人との接触を避ける
べきとの報道がなさ

アドバイス

お客から「近寄るな
と!」
お客から「近寄るな
と、まるで私がコロ
ナウイルスに感染し
ているかのような扱
いで、ひどく傷つけ
られました。ここ数
十日で何人かいまし
せんか?

4月から全く仕事が
なくなつた
が、4月から全く仕事
が無くなった。今ま
では週に2回ほど、
7時間ほど働いてい
る。店に休業補償を求
めることはできない



★相談事例③★
業(男性25歳・飲食
店・アルバイト)

どうでしょうか?

◆編集部・注
その後、国会で雇用
を基準に要求しま
る。過去の平均月収
を基に、1日1500
円、月33万円を上
限に、賃金の8割を
労働者に直接給付す
る予定案とのこと
(5月28日現在)。

アルバイトでも
金の対象として申
請することができ
る。店長を通じて
してください。
それでも店が出
せないとすると、休
業手当を監督署に
訴える方法と、労働
組合に加入して要
求するやり方があ
る。過去の平均月収
を基に、1日1500
円、月33万円を上
限に、賃金の8割を
労働者に直接給付す
る予定案とのこと
(5月28日現在)。

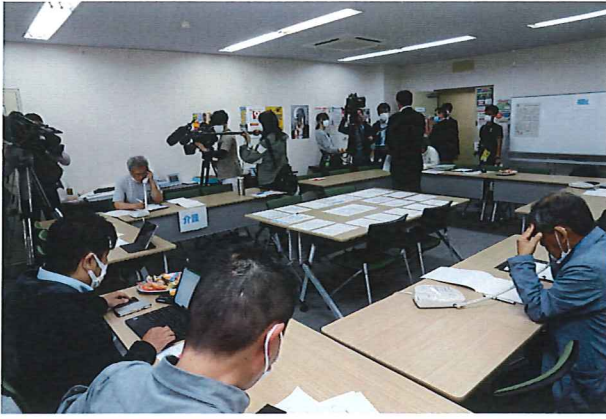
か?雇用契約書は
なく、シフトに入れ
る範囲で店に出
た。
アルバイトでも
金の対象として申
請することができ
る。店長を通じて
してください。
それでも店が出
せないとすると、休
業手当を監督署に
訴える方法と、労働
組合に加入して要
求するやり方があ
る。過去の平均月収
を基に、1日1500
円、月33万円を上
限に、賃金の8割を
労働者に直接給付す
る予定案とのこと
(5月28日現在)。



調整給付金の使い勝
手が悪すぎると言う
ことと、主としてシ
フトが明確に指定さ
れていないアルバイ
ト・パートなど不安
定な雇用の労働者
などを想定して「雇
用調整給付金」とい
う制度をつくり、労働
者が直接ハローワー
クに申請する仕組み
を作ることもな
が、6月にならな
いと法律として決定
されない(5月中旬)。
さらにその後、国
会で第2次補正予算
案の計上、休業補
償をもらえない人
に「新型コロナウイルス
感染症対応休業支
援金」を創設するこ
ととし、1日1500
円、月33万円を上
限に、賃金の8割を
労働者に直接給付す
る予定案とのこと
(5月28日現在)。

コロナ問題で増える労働相談と労働組合の加入

5月9～10日の二日間、京都社保協が主催する「いのちとくらしを守る新型コロナウイルス感染症でも電話相談会」に労働相談センターも雇用・労働問題の担当として参加しました。電話相談の様子を複数のテレビ局が昼のニュースで放送されたことで、4台の電話は終始鳴りやまず、2日



間で二五〇人から切実な相談内容が寄せられました。

具体的な内容は、給付や貸付が96件(38.4%)、生活問題が61件(24.4%)、雇用・労働問題が35件(14%)、医療28件(11.2%)でした。

雇用・労働問題では、「突然解雇された」「休んでいるが休業手当が出ない」「6月から給与が出ないといわれた」などいづれも組合がない職場でした。また、コ

ロナ問題で業績や営業が低下する中で非正規やバイト、派遣など弱い立場の労働者にしわ寄せがいつていきます。しかし、そのことは同時に労働組合に対する期待の高まりと組合加入につながる可能性があります。

労働相談センターに寄せられた中で5月に二つの職場で組合加入がありましたので紹介します。

*ケース1 ○ホテルの送迎ドライバー

4月から下旬からまだ利用客はいたが本社の意向でホテル営業が休止となった。フロントマンなどの正規は、割の休業手当が保障されたが、バイトの身分である送迎バスの運転手は給与は出ない。そのことを支配人に訴えるが「国の雇用調整助成金は当てにならない。諦めてく

れ」と言われた。

○組合で要求すると9割の休業補償

相談に来られた方が同僚にも声をかけて複数で全国一般に組合加入され、社長に郵送で要求書を提出。するとその一週間後、①4月に遡って9割の休業手当の支給、②社会保険、雇用保険の加入、③就業規則の閲覧などを認める回答が届きました。組合はこの回答を評価し、協定化する作業に入っています。また、この成果をフロントマンなどの他の職員にも知らせて組合員を増やそうとしています。



*ケース2 ○学生の宿舎の管理人

学校が休校になり、自宅待機となりました。正規職員については休業手当が支給されたが、嘱託職員のために給料は出せない。「休業証明は出すのであとは個人で申請を」と言われた。

○同僚も誘って組合加入

同じ法人の別の職場に自治労連の組合員がいたこともあり、組合役員と相談があった労働者が直接会って事情を聴く。役員は法人当局にこの問題を伝える

と法人の対応が丁寧になる。加入された方は「労働条件や制度などわからないことも多いし、今後のことも心配」と職場の同僚も誘って組合に加入されました。

☆第2回新型コロナウイルス感染症なんでも相談会

日時：6月13日(土)・

14日

(日)

10～16

時まで

フリーダイヤル

*医療・介護・

生活・雇用

くらし相

談

0120-117

2-1178

*青年・学

生・子育て

世代相談

0120-117

2-1179

**安倍9条改憲NO！改憲発議に反対する
全国緊急署名を進めよう！！**